平成24年6月21日

　都道府県臨床衛生検査技師会

会 長 各 位

一般社団法人　日本臨床衛生検査技師会

会長　宮島　喜文

台風等による被災会員に対するお見舞い金

申請手続き等について（通知）

　平素は、会務ご苦労さまです。

当会では、自然災害による被災会員には、「共済制度規程　災害支給等に関する細則」によりその措置を定めております。

速やかに対応するべく今後は、貴会の会員の中で、自然災害で被災され、この規程の条項に該当する会員がおられましたら、別添の「届出用紙」に必要事項を記入のうえ、貴支部の支部長へ提出くださるようお願いいたします。

**災害支給等に関する細則**

平成17年 ４月 １日制定

平成23年 ９月23日改定

(目的)

**第１条**　この細則は、日本臨床衛生検査技師共済制度第６条（３）項に係る運用について定める。

一　会員が地震・台風・水害等の天災・地変により損害を被った事例に対する共済金の支出及び会費減免処置に関する事項

(用語の定義)

**第２条**　この細則で定める用語の定義は次のとおりとする。

一　「共済金」とは、第１条一項３）号及び二項に該当する事例に関して、日臨技が支払う金銭をいう。

二　「会費減免」とは、組織運営規程細則第12条に定めるものをいう。

(被害調査・報告)

**第３条**　会長は地震・台風・水害等の天災・地変により損害を被った事例に関して、当該技師会長宛に被害調査依頼をし、支部担当理事を通じて報告させる。

２　事務局は、支部担当理事からの報告受け、会長に報告する。

３　会長は被害の規模・程度によって、委員会の開催を指示しなければならない。

(委員会の開催)

**第４条**　会長の指示を受け、委員会を開催して次の事項を協議する。

一　「共済金」の支給に関する事項

二　「支援金」を募る事項

三　「会費減免」に関する事項

四　前一から三項に関する事項について、支給対象者及び支給額を決定する。

(支給・会費減免の範囲)

**第５条**　支給及び会費減免の範囲は次に該当するのを対象とする。

一　会員が死亡もしくは高度の障害を被った場合

二　会員が居住する家屋が全壊もしくは半壊、床上浸水を被った場合

三　会員が居住する家屋が一部損壊を被った場合

四　その他、委員会が支給対象と認めたもの

　五　共済金は別表のとおりとする。

(支援金の方法及び配分について)

**第６条**　委員会は支援金を募る事を決定した場合、次の事柄について協議する。

一　各都道府県技師会に対して支援金の要綱を送付し、募集を依頼する。

二　各都道府県技師会に依頼した支援金を集め、支援金の配分、支給方法等について協議を行う。

(理事会報告)

**第７条**　委員会は被害状況、支給対象者及び支援金の総額と当該会員への配分金及び支給方法について理事会に報告する。

(支給と事務処理)

**第８条**　第３条係る被災に関して、支給・会費減免を受けようとする当該会員は「被災会員届出用紙」（様式３）及び「会費免除申請書」（様式４）・「罹災証明書」・「診断書」等を添付し、当該技師会をつうじて提出しなければならない。

２　前項の書類が整った時点で、事務局は速やかに被災会員に支給しなければならない。

３　支援金の取り扱いについては、委員会で協議し、当該会員・当該技師会に対して適切な配分と運用を図る。(改廃)

**第９条**　この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

１　この細則は、平成17年４月１日から施行する。

２　この細則は、平成24年3月11目から施行する。

別表　共済金に関する支給金額

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　共済金の支給対象範囲 | 　　支給金額 |
| １．会員が死亡もしくは高度の障害を被った場合２．会員が居住する家屋が倒壊・全壊・大規模半壊を被った場合３．会員が居住する家屋が流出もしくは床上浸水を被った場合 | 一律に１０万円 |
| ４．会員が居住する家屋が半壊を被った場合 | 一律に５万円 |
| ５．会員が居住する家屋が一部損壊を被った場合 | 一律に２万円 |

**（様式３）被災会員届出用紙**

平成　　年　　月　　日

**「被災会員」届出用紙**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　臨床衛生検査技師会

　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  | 会員番号 |  |
| 勤務施設名 |  |
| 同 住 所 | ℡ |
| 災害名称 |  |
| 被災期日 |  |
| 被災状況 | 次の内該当するものにﾚ印をしてください ：□死亡　　　□高度障害　□家屋全壊　□家屋半壊　□家屋床上浸水 |
|  |
| 備　　考 |  |